平成21年11月12日 情報公開・個人情報保護審議会資料 子ども家庭部子どもサービス課

子育て応援特別手当(平成21年度版)について

平成 21 年 9 月 2 日付け 21 新情個議第 20 号により通知のあった「子育て応援特別手当(平成 21 年度版)給付事業」に係る諮問及び報告事項について、下記のとおり報告します。

- 1 諮問・報告事項及び審議結果
 - (1) 外国人登録情報の目的外利用について【承認】
 - (2) 国民健康保険情報の目的外利用について【承認】
 - (3) DV 被害情報の目的外利用について【承認】
 - (4) 子どもサービス課保有情報の目的外利用について【承認】
 - (5) 定額給付金及び子育て応援特別手当(平成 20 年度版)情報の目的外利用について 【承認】
 - (6) 有資格者判定のための電算処理システムの開発について【承認】
 - (7) 給付事業の委託について【了承】
 - (8) 申請書等封入封かん業務の委託について【了承】
- 2 事業概要
 - (1) 給付対象者
 - (ア) 平成21年10月1日に新宿区の住民基本台帳あるいは外国人登録原票(短期滞在者、不法滞在者を除く)の記録あるいは登録されている就学前3学年の児童(イ)上記(ア)によらずDVの被害により区内に居住している就学前3学年の児童
 - (2) 給付先 給付対象者が属する世帯の世帯主あるいは同伴している保護者
 - (3) 給付金額 児童1人につき36,000円
 - (4) 給付対象者数 5,002人(平成21年8月1日現在、外国人含む)
 - (5) 申請期限 平成21年12月11日から平成22年6月11日まで
 - (6) DV 被害者への支給 申請受付開始日以前(10月1日から30日)に確認できる書類 を添え「事前申請」してもらうことにより住所登録地から給付
 - (7) 広報周知9月25日号 DV 被害者への事前申請のお知らせ10月 5日号 事業概要及び申請方法等を周知
- 3 事業の執行停止について
 - (1) 国 10月16日の閣議において補正予算のうち「子育て応援特別手当(平成 21年度版)の執行停止を決定
 - (2) 新宿区 10月23日の緊急経済・雇用対策本部会議において執行停止を決定
- 4 事業進捗状況
 - (1) 契約実績 なし
 - (2) 執行済経費 67,566 円 (超過勤務手当)

(3) DV 被害者事前申請 なし

5 対応

- 10月29日 福祉健康委員会へ報告 区ホームページに「支給取りやめのお知らせ」掲載
- 11月 5日 区広報にて「支給取りやめのお知らせ」掲載
 - 12日 情報公開・個人情報保護審議会報告

下旬 第4回区議会定例会において減額補正予算提出予定

6 執行済経費について

平成 21 年 10 月 20 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局より、「執行停止に際しこれまでの準備経費や今後の対応に必要な経費等については、子育て応援特別手当(平成 21 年度版)事務取扱交付金において対応すべく検討中」との事務連絡あり